

生活保護扶養照会 厚労省見直し通知

生活保護を申請した人の親族に援助が可能な福祉事務所を確認する「扶養照会」について、厚生労働省が26日、運用を見直す通知を自治体に出した。照会が不要となるケースを「20年間音信不通」から「10年程度」に改めるなど、照会を限定的にする。「親族に知られたくない」として申請をためらう人が少なくなる

ためだが、困窮者の支援団体などからは一段の見直しを求める声が出ている。これまでの運用では、申請した人の親族がDV加害者や70歳以上の高齢者である場合、20年間音信不通など交流がない場合は直接の照会は不要としていた。見直し後は、音信不通の期間を「10年程度」にするほか、親族がDVや虐待の加

害者だった場合に照会しないよう自治体に求める。さらに、相続での対立など関係が悪化している場合も照会は不要とする。

生活保護の申請があった場合、自治体によっては扶養義務がある人の9割以上に照会するところもあるが、親族の支援につながることはまれだ。厚労省によると、2016年7月に生活保護の受給を始めた約1万7千世帯では、約3万8千件の扶養照会がされた。そのうち金銭的な援助につながったのは約550件だった。

(石川春菜)